

平成 28 年 3 月

江南市議会建設産業委員会会議録

3月10日

江南市議会建設産業委員会会議録

平成28年3月10日〔木曜日〕午後1時30分開議

議 題

議案第42号 平成28年度江南市公共下水道事業特別会計予算

議案第43号 平成28年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計予算

議案第46号 平成28年度江南市水道事業会計予算

出席委員（7名）

委員長	宮 地 友 治 君	副委員長	安 部 政 徳 君
委員	東 義 喜 君	委員	古 田 みちよ 君
委員	河 合 正 猛 君	委員	尾 関 昭 君
委員	中 野 裕 二 君		

欠席委員（0名）

委員外議員（0名）

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	栗 本 浩 一 君	主 事	前 田 裕 地 君
------	-----------	-----	-----------

説明のため出席した者の職、氏名

生活産業部長	武 田 篤 司 君
都市整備部長	鵜 飼 俊 彦 君
水道部長兼水道事業水道部長	鈴 木 慎 也 君

まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長

野 田 憲 一 君

まちづくり課副主幹

影 山 壮 司 君

水道部下水道課長

小 林 悟 司 君

水道部下水道課主幹

伊 藤 達 也 君

水道部下水道課副主幹	青 山 守 君
水道部下水道課副主幹	夫 馬 靖 幸 君

水道事業水道部水道課長	郷 原 実智雄 君
水道事業水道部水道課主幹	高 田 昌 和 君
水道事業水道部水道課副主幹	鵜 飼 智 恵 君
水道事業水道部水道課副主幹	岡 久 雄 君

○委員長 皆さんおそろいですので、きのうに引き続き建設産業委員会を開きます。

議案第42号 平成28年度江南市公共下水道事業特別会計予算

○委員長 議案第42号 平成28年度江南市公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○水道部下水道課長 議案第42号 平成28年度江南市公共下水道事業特別会計予算について御説明いたしますので、平成28年度特別会計予算書及び予算説明書をお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算につきましては、49ページ、第2表 継続費につきましては50ページ上段に、第3表 地方債につきましては同じく下段に、また歳入歳出予算事項別明細書総括につきましては、51ページから53ページに掲載しております。

歳入につきましては、54ページ、55ページの上段の分担金及び負担金から56ページ、57ページ下段の市債まででございます。

歳入につきましては、1款1項1目総務管理費といたしまして、58ページ、59ページから62ページ、63ページまででございます。

2款1項1目下水道事業費といたしまして、64ページ、65ページから68ページ、69ページ中段まででございます。

3款1項1目公債費といたしまして、同じく下段に掲載しております。

なお、70ページから78ページには、給料明細書などを掲載しております。

また、平成28年度当初予算説明資料の9ページに公債費の状況、47ページから55ページには業務委託及び工事の一部などを掲載しております。

以上でございます。補足説明はございません。御審議のほどよろしく願います。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○古田委員 五条川右岸流域下水道の、65ページにありますけれども、その進捗状況をまずお尋ねいたします。

○水道部下水道課長 流域下水道の整備状況でございますが、幹線管渠につきましては、28.1キロメートルのうち24.8キロメートルで88.3%、処理場につきましては、13万8,800トンの処理量に対して2万3,100トンの処理でございまして16.6%、事業費につきましては、926億円に対して529億3,000万円、進捗としましては57.2%、これは平成27年4月1日現在でございます。

○古田委員 ありがとうございます。

次に、実施設計測量委託の継続事業はコスト縮減を図るためと聞いておりますけれども、縮減効果はどのくらいあるのか、お尋ねします。

○水道部下水道課長 当初、単独で行いますと9,709万3,000円、これが一括発注によりまして7,364万7,000円となりますので、24%程度のコスト縮減という形になっております。

○古田委員 工事についても、複数年一括を考えていると聞いておりますけれども、実施の予定はどのようになっていますでしょうか。

○水道部下水道課長 平成29年度の導入を目指して今進めております。

○古田委員 大規模な発注になると思いますが、地元業者の活用は図られるのかどうか、お尋ねします。

○水道部下水道課長 形態といたしましては、JVには甲型と乙型2種類あります。そのうちの乙型を使いまして、コンソーシアムという業態を使って地元の業者の活用を図っていきたく思っております。

○古田委員 地元を使えるということですね。

コスト縮減効果は、どのくらい見込まれておりますでしょうか。

○水道部下水道課長 10%から15%程度になると思われれます。

○古田委員 先ほど、地元の活用を図られるということですが、地元業者の理解についてはどうでしょうか。

○水道部下水道課長 地元のほうには、昨年からお話をさせていただいております。その中で、地元業者については理解が得られているという状況で、あと市外業者については、今後アンケート調査を行って導入調査を行ってま

います。

○古田委員 要望ですけれども、下水道事業は膨大な事業費がかかる中で、モデル都市ということで、さらに知恵を絞ってコスト削減を図っていただきたいと思いますので、よろしく願いをします。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○東委員 ちょうど今実施設計の話が出たので、そこと関連してちょっとお聞きしたいんですけど、一応この場合、64ページから67ページですよ。要は、中部、東部の3処理分区が対象になるわけでありまして。

で、図面が出ておるじゃないですかね。参考資料の50ページから51ページ、52ページというふうになるんですけど、考え方なんですけど、例えば県営松竹住宅があったりだとか、あるいは52ページは、いわゆる江南団地のほぼ全域なんですけど、普通、例えば同じように51ページは尾崎町から今市場町のほうの区域の実施設計でこのエリアがあるんですけど、松竹住宅とか江南団地というのは、基本的にはもう多分、松竹住宅も今新しくなっているから、一定の処理槽ができておってそこにつながっているんですよ、多分想像ですけど。全部が。そのエリアの分というのは。ちょっと図面を見ると、一部民間のところも入ったりもするのかなあという気もするけど、あと江南団地は基本的に、宮田中学校はよくわからんですけど、団地の場合は、基本的には団地だけだとすると、基本的には終末処理場、このエリアの中の処理場に全部投入されているというふうになるんじゃないですかね、例えば。

今回のように実施設計測量をやるというのは、どの程度までやるのかということなんですけどね、よくわからないのは。だって、現状もう管はつながっていると思うんですよ、ほとんどがね。そういうときにこのエリアの測量をやる実施測量というのは、どんなようなことまでやるのかというのをちょっと確認したかったんですけどね。

○水道部下水道課長 県営松竹住宅につきましては、建物、1つの区画に対して合併浄化槽がそれぞれあります。

○東委員 1つずつにあるの。

○水道部下水道課長 はい。

それから、民家のうちもありまして、団地につきましては、中学校のほか

1軒、中学校の西北角のところに1軒だけおうちがあるんです。それとあわせて江南団地につきましては、接続箇所7カ所を要望されています。要は、公道を横断していますので、いずれは7カ所をつなぎたいんだと。そういったことも踏まえての実施設計が必要になってくるということです。

○東委員　現状は、現状との関係でいくと、今、7カ所の要望があるよと、つなぎ方として。よくわからなかったのは、現在は宮田中学校の西角というのか、西北かどこかぐらいにあるんですよと、処理場がね。そこへ全部つながっているわけでしょう、全世帯の管が。そのまま処理場に下水がつながっていけば、単純な話、つながるわけですけど、それとは別に7カ所というのは、今の課長さんがおっしゃってみえる中で7カ所をつなぎたいという言い方は、それとは独立してつながるといふことなんですか。

○水道部下水道課長　そのとおりでございます。今回、うちが下水道をつなぎに行くということで、UR側がその中ですね。URの敷地に対していろいろ管の改修をやると、そういったものもありまして、それに合わせた実施設計も同時に実施する必要があるということでございます。

○東委員　ちょっと、ああいう団地の場合、あるいはURの土地で、公道の分があるということで、その負担の状況ですよ。今の話ですと、UR自身も今回にあわせて改修をする。江南市側の下水道のほうは、URが改修した管の起こし口へ7カ所を持っていくという、そんな感じですか。

○水道部下水道課長　今回UR側とお話をさせていただいているのは、今ある合併処理浄化槽、これは中学校の北西上にありますけど、こちらに暫定的につながせていただくということでお願いしております。ただ、将来的には、先ほど申し上げた中を改修するという形があるので、それに向けての設計は必要であるということでございます。

○東委員　今回の実施設計というのは、暫定的にはとりあえず現在の処理場につながればいいよと。それで可能ということだね。住宅の方たちの汚水はそれで全部受けられるねという。今の、将来的に7カ所でもう一回受けていくというのは、今回の実施設計でそこまでやるということになると、年度的にはどのぐらいのタイムラグがあるんですかね。現在、ぱっと仮につなぐというやつと、それからその7カ所で新たにもう一回つなぎ直すという。7カ所

つなぎ直すとなると、公道へ入っていかないとかかんわね。今回の、うちのほうが下水を、管はね。それはどのぐらいの時期の差があるんですか。

○水道部下水道課長　　まだこの話は先日UR側から出てきたばかりで、どちらにしてもこれだけの規模ですので相当時間はかかるであろうということで、暫定マンホールを使ってとりあえずは流したいという方針だけはうちは示しておりますけど、それについてまだ回答はいただいておりませんが、その方向で進めたいということはずうっと言っていますので、多分その形でおさまるのではないかなあという見込みはあります。

○尾関（昭）委員　　資料の50ページと52ページの部分ですが、これって実施設計測量ということで、終わるとそのエリアが丸々実施施工地にスライドするのでしょうか。設計はしたけど、このエリアは工事から外しましょうということはあるのか。

○水道部下水道課長　　市街化区域につきましては、全部の家屋を取り込むという形になりますので、全ての路線について、管渠が引けるような形では設計をいたします。ただし、取り込み地の関係によっては、管渠を短縮するといったことは実際には行いません。

○尾関（昭）委員　　なぜこの話をしたかという、今、宮田南保育園と藤里保育園がちょっとかかっているんですよ、エリアとして。で、平成29年度でしたっけ、公共施設が統廃合するとなったときに、仮にこれが更地になっちゃ可能性もなきにしもあらずなので、そのときに、もしくはその場所にまた違う建物が建つから引き込みはあってもいいのかもしれないんですけども、実施設計と実施工事がほぼニアリーイコールでしょうけど、必ずしもイコールではないということでしょうかね。

○水道部下水道課長　　宮田南保育園につきましては、必ず全面管渠は通る形になりますので、ここは取り付け管を設置するかしないかのところで差は出ると思うんですけど。

それから、藤里保育園につきましては、今回はUR側に汚水を取り込んでいますので、ここは今のところは関係ないと申しませうか、そういった形になります。

○尾関（昭）委員　　はい、わかりました。ありがとうございます。

- 委員長　ほかに質疑ありませんか。
- 東委員　ちょっと図面と外れますけど、例の企業会計の移行事業の関係で、本会議でも大体出たんですけど、1つは47ページに説明資料があるものですから、この事業目的の中段に、要は総務省から人口3万人以上の自治体に対して移行するという趣旨の通達を受けたということが始まりになるということになっているわけでありまして、あくまで要請の通達という書き方なんですけど、多分、最初下水道が始まるときに、企業会計でやるか特別会計でやるかという議論があったような記憶はあることはあるんですけど、最終的には特別会計で江南市はやってきたわけでありまして、前段にある、前提にあるこの通達という意味ですけど、どうしてもやらないといかんものなのかというのがよくわからないんですけど、通達という形式というのが。その辺、例えば各地方自治体の判断がある程度できるのか、全く従わなくちゃならないのかというのがまず1点目なんですけど。

○水道部下水道課長　あくまでも要請であり、義務化ではございません。

○東委員　だから、基本的には義務化ではないわけですので、選択肢はあるわけですよ。引き続きこのままの、ここでいう例えば官庁会計方式というやり方ですよ。今現在のやり方をそのまま続けてやっていくかという。そうすると、江南市の場合は、義務ではないけど今回こちらのほうに移行していくという判断のもとに、通達に基づいてやるという方向性を持ったということですね、だから。

そのときに、あれですか。例えば引き続き特別会計方式、正式な官庁会計方式でいくか、いわゆる企業会計でいくかどうかというのは、何らかの検討というのは一応されたんですか。行政側としてどうするかということ。

○水道部下水道課長　これは、近隣市町の動向もありますけれど、ほとんどが、大口町以外は全てやる方向で進めております。

これを導入する理由ですけど、今、汚水処理原価とかというのにあらわれています。それは実際の減価償却に基づいた積算ではないので、実際にどのぐらいの使用料を取るのが適正か、こういったものを把握する必要もありますし、汚水処理原価を下げるに当たって、今後の経営状況をよくして、それが経営状況にどうつながっていくかちょっと今のところわかりませんが

も、キャッシュフローとか、そういったものをつくりまして、そういったもので経営状況、健全に働いているのかを把握する必要があると。特に今の段階では人口減少とか言われていますので、早い段階でそういった経営状況を把握しつつ、今後の経営方針を、方向性を決めていく必要があるのではないかなあということで導入するという方向で進めます。

○水道部長兼水道事業水道部長　　今、大口町というのは3万人以下だから。

○東委員　　ああ、未満ね。

○水道部長兼水道事業水道部長　　はい。調べた範囲だと1市だけ、その市のためには言いませんけど、県下で1市だけが意向を示していないんですが、近隣は大口が3万人以下だからやらないのであって、だから例外の1市も多分傾くだろうというふうに我々は見ているんですけど、つまりこれはどうやって決めてきたかというのと、当然4年間に5,000万円というお金なので、5,000万円のお金を支出していくという意味で、財政、政策会議なりに諮りましてやると。全協でも12月にはこういう方向性、これは去年から言っていますけど、1年前からこういう方向性を持っていますよと。今、おっしゃるとおり、義務化じゃないのにやる以上、そういう意識決定をしてきたことと、これは簡単な話、終わってしまう。皆さん、平成32年、早くかかっているところ、平成32年より遅く終わるところは言いませんけど、みんなが経営状況を公表し出すわけですね。いろんな形で今の水道みたいに。そうすると、江南市だけやっていないなんていうのは市民に対して当然説明が果たせないということもありまして、我々は、任意であるけれども企業会計化を進めるというふうに一昨年には既にもう決めていました。

○東委員　　水道の例があるのでわかりやすいんですけど、基本的には使用料で何とか賄っていきたいと。水道は長い間時間がかかって、最初はもちろん初期投資は相当あったわけですから起債もいっぱいあって、市も一定の財政投入をしてきた経緯があったんですけど、料金値上げが昭和62年、古い話ですけど行われて、それから値上げをしていないんですよ。値上げをせずにやってこられたわけです。その間に、いわゆる借金をしなくてもいい、起債を組まなくてもいい、それから市から投入してきたお金もなくて済むというふうな経営改善がされて、安定的に経営が成り立ってきた一時期があるわけ

でありますけど、多分、企業会計の一番の目的は、市から独立して本来なら自前で、独立採算でやっていきたい、やれるものならやってみたくと。全国的にはそういうふうには聞いているわけですよ、もともと企業会計を選択していく背景は。だから、極力、行政、市の会計からの持ち出しもなしにしてやれないものかというのがあるような気がするわけでありますけど、御承知のように、江南市は今回でも約7億円ぐらい一般会計から繰り入れをしないとやれないんですよ、現実にはこの事業は。将来的なところ、何を見込んでいくかということが気になるんですけど、本会議でも若干出ましたよね。料金だけでもしやった場合、料金値上げということが発生しないのかという心配事、それは一つの例ですけど。

ただ、もう1つ今おっしゃったように、経営内容を公表するときに、今の官庁会計方式というスタイルでは確かに見えないんだわね、現実には。資産の状況がどうだとか、それによってどういう経営をやっているかというのは、これは企業経営のやり方をやらないと多分見えないんでしょうね。それで、一般会計もいよいよそういう動きがあることはあるんですけど、一般会計そのものもそういう財務会計に切りかわりつつあるところなのでそういう流れかなあという気はしますけど、一番危惧するところが、その辺のところは1つですね。将来的なことが、将来的に独立採算を狙っていくのかというのがまずあるわけでありますけど、その辺はどうなんでしょうね。

○水道部下水道課長　公共下水道事業というのは、大きな目的というのは、公共水域の保全であるといった中では、基準内繰り出し、これは一般会計から補填されるべきものでありますよね。

それと、あと不明水、五条川に流れる段階で不明水がありますね。こういったものをまだ基準内として取り入れていない状況でもあります。

あと、減価償却において、起債、今は30年で計算しておりますけど、実際使用料にあっては耐用年数50年で計算するべきものでありますし、あと補助金についても、今の現金収入であれば単年度で終わってしまう。これが、本来50年でそれぞれに充てて計算された段階で、汚水量原価であるとか使用料単価をはじき出す必要があります。ですので、現段階ではその状況が把握できていないので、それは平成32年度の移行の段階ではっきりしてきますし、

そういったものをもとに市民に公表して、今の料金が適切なのかということ
を判断してもらって、料金値上げが必要であればせざるを得ないなあとは思
っておりますけど、いずれにしましても、現段階ではコスト縮減を図って汚
水処理原価を下げるのが優先されるので、今、現段階では値上げについて
いつ行うかということとは言えないかと思います。

○東委員　　じゃあ、今の料金が妥当かどうかというのはようわからん、わか
らんという言い方は変なんだけど、もともとああいう料金設定を始めてきた
という経緯がありますから、受益者負担金だって、またそのものにしたって、
あれはあのときの工事のいろんな事業計画に基づいてそのときの対象面積で
割り算していったという経緯があるわけですけど、本当に適切かどうかとい
うのは、確かにそういう方式でやる必要があるなあとわかりました。

もう1つ、1点だけお聞きしたいのは、先ほどちらっと5,000万円かかる
という話が出て、何でそうもかかるのという気がするんだけど、47ページに
あるわね。ことしはいいですよ。ことしは400万円ほどで始まるわけであり
ますけど、平成29年度、平成30年度で約1,700万円とか1,900万円かけてやる
わけでありまして、一応事業内容は出ていますわね。平成29年度、つまり
1,700万円に該当する年は、固定資産の調査だとか評価だとか、データの作
成ですよ。平成30年度はシステム構築で、この辺に関係する財務会計シス
テムの構築とあるんですけど、これが2,000万円近くかかるわけでありま
すけど、もともと江南市は、水道は企業会計でやっておって経験があるわけ
ですよ。会計処理だとかやり方については全く経験がないわけじゃなくて、
もともと経験しておって実績を持っておるわけなんですけど、それが建物で
いけば、2階に下水道がいて、下に水道がいてその近くにおるわけでありま
すけど、そういう経験がある事業体がわざわざそんなに金をかけてやること
なのか。こんなに金がかかるのという率直な疑問なんですけど、実を言うと。
十分に私は、江南市はちゃんとそういうことを担ってきていましたから、企
業会計の経験を積んでいるからそんなに必要ないのではないかという気はす
るんですけど、その辺がよくわからない。

○水道部下水道課長　　この費用の大部分というのは、固定資産税調査、これ
は詳細と簡易と標準がありますけれど、長寿命化計画をにらんでやっていこ

うとすると、詳細法に基づく固定資産税のはじき方をするようになる。そうすると、そこにはやっぱりかなりの労力がかかるということでございまして、この4,781万3,000円につきましても、職員ができる部分についてはやるということの中ではじき出した数字ですので、これは一定の努力はしておりますので、よろしく願いいたします。

○東委員　　どうだろうね。水道は企業会計ですから、固定資産台帳をはなから持ってやりかける。それはもちろんそういう前提でやるからやるんだけど、例えば下水でこの間管をずっと設置してきたわけじゃないですか。基幹管路はもちろんあるし、それから各市道に宅内とつなぐための管も引いてきておるんですけど、具体的にそういうものは、データとしては別にちゃんと市としては持っているわけでしょう。いわゆる固定資産に当たる部分ですよ、そういうものは。それもちろんと台帳上、私はあると思っておったんですけど、ちゃんと記載もされている。いつ工事が始まって幾ら費用をかけておるとか、大きさはどのぐらいのものだとか、全部あると思うんですけど、本来それが基礎ですよ、多分固定資産台帳の。そういうものがもともとあるにもかかわらず、また調査をするというような受け取り方をしたんですけど、その辺がよくわからない。

○水道部下水道課長　　先ほど申し上げましたけれど、補助金というのは単年度で処理しますよね。これを50年、例えば単価が50年であれば50年に置きかえて補助金を投入した形で減価償却をはじき出すというのが基本ですので、ですからそういった作業もありますし、調査には、幾ら台帳があるからといえ、工事費をはじき出しているだけであって、その中身の詳細、詳細法というのはちょっと難しいんですけど、人件費なんかも割り戻した形、工事費だけじゃなくて、そこにかかった経費もその50年にならしてはじき出してくるというのが基本ですので。路線ごとにね。ですから、そういった作業というのは今までなされていないので、下水に関しては。

○東委員　　基本的には、下水道が公営企業会計に移行すれば、現水道の企業会計と同じやり方でいいのでしょうか。

○水道部下水道課長　　当然のことながら、水道で今企業会計が動いておりますけれど、そこで使える部分については当然使っていける部分があるので、

そういったことも含めての金額になっております。

- 東委員　ただ、今の整備の仕方というか、システムをつくっていくための割り戻しとか、人件費をどれぐらいつけるとか、別のものもどういうふうに張りつけていくかという、あるいは年数をどう見てやるかというのが、多分、基本的には私は水道部なんやと思っておったんですよ。そのやり方はね。その辺の違いがあるかどうかだけは確認したい。
- 水道部下水道課長　水道と同じような形でやっていくことになりますけれど、どうだろうなあ。
- 委員長　暫時休憩します。

午後 2 時 03 分　　休　憩

午後 2 時 05 分　　開　議

- 委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。
東委員の質疑に対する当局の答弁をお願いいたします。
- 水道部下水道課長　水道事業会計と同じでございますが、それなりに人件費がかかるということで御理解をお願いします。
- 河合委員　わかりました。
- 古田委員　理解しました。
- 東委員　もう 1 点の、49 ページの新しい事業認可のエリアの考え方で、正式にはまだわからないような提案だったという気がするんですけど、確認だけしておきたいのは、今回の図面、左側に新しく事業認可が、委託がされます。48 ページ、49 ページでね。そこで特に問題は、調整区域の 78 ヘクタールが今回新たに拡張される計画を出されました。右のほうに図面が出ておって、調整区域はちょっと白点が点々で。
- 水道部下水道課長　委員長、申しわけございません。ちょっとわかりにくいので、カラー版をお渡しさせてもらってよろしいですかね。
- 委員長　はい。じゃあ、資料を配付ということで。
〔資料配付〕
- 東委員　いいですか。
- 委員長　はい、続けてください。
- 東委員　ちょうど今お聞きしようと思っておった 49 ページのきれいなカラ

一図面を出していただきましたので、非常にわかりやすい図面でありありがとうございました。

ちょっと今回新しく新たに配ってもらったところのオレンジ部分というか、赤い部分というのは市街化区域だもんですから、これはもともと今後ふえる部分としてやるんですけど、お聞きしたかったのは黄色い部分ですよね。調整区域で今回認可変更をとっていくためのエリアとして塗られておるわけでありまして、面積的には78ヘクタールというふうなやり方でやるわけでありまして、今後いろいろと、いわゆる現在の市街化区域に隣接している部分だとか、一定必要なところということで、ここに黄色く図示されておるわけでありまして、この絵の見方でありまして、従来でいくと、処理面積、処理分区は、市街化区域の場合は、先ほども話があったように、べたっとそのエリアを決めればその道路には全部接道できるように管を埋めていくわけでありまして、今回の調整区域の場合は、これはいみじくもきれいに色が塗られておるということは、細かくですよ。細かく色を塗られておるということは、基本的には色を塗られておるところについて、べたっと管を入れていくということによろしいんですか。

○水道部下水道課長　基本は汚水適正処理構想の中で、各家を結んで、ここが経済比較で下水道が有利ですよという区域をまとめたのが78ヘクタールですね。今の趣旨としては、10年概成に向けては、合併処理浄化槽の普及状況ということは再三答弁しておりますけれど、マックス78ヘクタールという考えで、この中に合併処理浄化槽で新興住宅なんか固まっておれば、そういったところは外すということも考えておりますので、これは接続以降も調査しながら進めていかないと何ともなりませんので、委託としては当然ここは拾えるような形での委託は実施いたしますけれど。

○東委員　例えば順番でいくと、一定エリアの拡張が認可を受ければ、今度は先ほどのような実施設計というようになっていくじゃないですかね、エリアを前提として。その段階で、今回黄色く塗ってもらっていますけど、例えば実施設計の段階になったときには、ひょっとしたら、まだ、いや、ちょっとこういうふうにはなりませんとかということを含めた78ヘクタールということになるんですかね。だから、それは実施設計をやるたびにそういう判

断が迫られてくるということですかね。

○水道部下水道課長　これは、あくまでも構想に持たれてエリアを囲ったというものでございますので、当然実施設計を行えば、そこに家があっても空き家であったり、とてもじゃないけど今後住むような家じゃないよねという判断がなされれば、そういったところは当然飛ばして整備を進めていく形になると思いますので。

○東委員　そうすると、相当細かい作業というか、今までみたいに、今までだととりあえずエリアを決めればべたっと入れるという前提で設計はやってきたんですけど、だから今後は、今回はこういうふうにとりあえず示していただきましたけど、そうするとそれこそ道路1本、それぞれの段階で、そうすると実施設計の段階で、どの道路を入れる、どの道路を入れないということころまでは出てくるということなのかな。

○水道部下水道課長　そういった考えもありますけれど、委員会の答弁にもありましたけれど、下水道法の第9条によって供用開始区域が打たれても、10条を打ちますと、下水道法の第10条では排水設備設置の義務が生じるということがあって、今、第10条の壁を国と県に確認しつつ、これから作業を進めていくので、まず国と県のきちんとした見解を聞いて、その上でどう整備をしていくか判断をしていくことになると思っています。

○委員長　ほかに質疑はありますか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　質疑ないようでありますので、尽きましたので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後2時12分　休　憩

午後2時13分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第42号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されま

した。

議案第43号 平成28年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計予算

○委員長 続いて、議案第43号 平成28年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計予算を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長 議案書の389ページ、議案第43号 平成28年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計予算につきまして、御説明を申し上げます。

所管は、まちづくり課布袋駅周辺整備事務所でございます。

平成28年度江南市特別会計予算書及び予算説明書をお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算につきましては、81ページ、82ページ、また歳入歳出予算事項別明細書総括につきましては、83ページから85ページに掲げております。

歳入につきましては、86ページ、87ページの上段に1款1項1目1節総務管理使用料、その下2項1目1節総務管理手数料、その下2款1項1目1節土地建物貸付収入、その下3款1項1目1節一般会計繰入金、その下4款1項1目1節繰越金、その下5款1項1目1節預金利子、ページをはねていただきまして、88ページ、89ページの上段に2項1目1節雑入を掲げております。

歳出につきましては、ページはねていただきまして、90ページから93ページに1款1項1目総務管理費を、ページはねていただきまして、94ページ、95ページに2款1項1目土地区画整理事業費を掲げております。内容につきましては、説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。

なお、96ページから101ページに給与費明細書を掲げております。

補足説明することはございません。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありますか。

- 東委員 95ページ、最後ですね。給与費明細書の前の最後のところの説明備考欄のところなんですけど、仮換地図書の修正委託ということで、金額的にはそんなに大きな金額ではないんですけど、基本的には最終換地計画が終わって、まだ最終までには至っていないわけなんですけど、平成28年度の段階で25件見込んである。この25件という見方は、例えば1筆が1件だとか、そういう考え方がよくわからないんですけど、これはどういう件数なんですか。
- まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長 件とありますのは筆なんですけれども、土地の売買だとか、相続による各種の権利移動に伴いまして、仮換地の調書を変更するということになります。
- 東委員 修正という表現でしたので、まだ換地上手直しがあるかなというイメージだったんですけど、そうではなくて、今は、具体的には、売買、相続で所有者が変わるという意味の修正ということですか。
- まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長 はい。そういったものが主でございます。それに伴いまして、図面だとか、調書の修正をすることです。
- 東委員 売買の場合と、いわゆる区画整理で何ヘクタールということが事業計画では決まっていたよね。ちょっと持ってきていないのでいかんですけど、何ヘクタールやった、9.幾つか。
- まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長 全域ですか。
- 東委員 うん。
- まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長 9.5ヘクタール。
- 東委員 9.5ヘクタールでしたかね。9.5ヘクタールが対象面積で始まって、今、具体的に売買だとか相続という形でありましたけど、これももとの事業計画は9.5ヘクタールで、例えばあの中で売買という形でいくと、地権者がもともと持っている換地された土地が全くの部外者に売られることは当然あることですよ、別の人が入ってきてということなんですけど。具体的にわかるのかどうかわからないんですけど、もともとの所有者、地権者とは全く違う外の人に売買したというのは、何割ぐらいというのはわかるんですか。

○まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長 済みません、今ちょっと
そういった資料を持ち合わせておりませんので、申しわけありません。

○東委員 例えば、今の25件というのは筆数の話ですけど、25件の中では売
買は幾つ、相続は幾つというのはわかるんですか。

○まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長 この件数につきましては、
平成24年度から平成26年度までの過去の平均で出しております。

○東委員 ああ、過去の平均でね。見込みでね。

○まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長 はい。

○東委員 ふーん、売買も平均か。

はい、わかりました。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いた
します。

暫時休憩いたします。

午後2時20分 休 憩

午後2時20分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第43号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されま
した。

議案第46号 平成28年度江南市水道事業会計予算

○委員長 続いて、議案第46号 平成28年度江南市水道事業会計予算を議題
といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○水道事業水道部水道課長 それでは、議案書の392ページ、議案第46号

平成28年度江南市水道事業会計予算について御説明させていただきます。

所管課は水道課でございます。

特別会計水道事業会計予算書及び予算説明書の156ページ、157ページをお願いいたします。

予算といたしまして、平成28年度における業務予定量並びにこれに関する収入及び支出の大綱を定めております。予算に関する説明書といたしまして、158ページから181ページに予算の実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、債務負担行為に関する調書、平成28年度の予定貸借対照表並びに平成27年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表を掲げております。

182ページ、183ページをお願いいたします。

予算の事項別明細書といたしまして、収益的収入につきましては、1款1項1目1節水道料金から、184ページ、185ページ、3項2目1節期間外利益までを掲げております。

収益的支出につきましては、186ページ、187ページ、1款1項1目原水及び浄水費から、198ページ、199ページ、4項1目予備費までを掲げております。

資本的収入につきましては、200ページ、201ページ、1款1項1目1節固定資産売却代金から、3項1目1節分担金までを掲げております。

資本的支出につきましては、202ページ、203ページ、1款1項1目事務費から、206ページ、207ページ、3項1目予備費までを掲げております。

内容につきましては、説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。

なお、平成28年度当初予算説明資料の10ページ及び59ページから72ページに位置図などを掲げております。

補足して説明することはございません。御審議のほどよろしく願いをいたします。

○委員長　それでは、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○東委員　ちょっと事業内容でお聞きしたいんですけど、第4条のほうの支出の関係ですので203ページですかね。よくわからなかったんですけど、下のほうの配水管布設・改良事業ということで、委託料で、配水管改良工事測

量設計委託料2,200メートルで、説明のときに県道浅井犬山線だということで、図面は多分これですね。説明資料の64ページでよろしいですかね、それに対応する図面というのは。

この意味がよくわからなくて、この図面を見ると、歯抜けというのか、何というのかわからんのですけどぶつぶつと塗ってあって、対象管路延長は2,200メートルあって、測量延長は1,500メートルで、塗ってあるのは1,500メートルかなという気がする。それを含めてちょっと説明していただきたいんですけど、事業内容と、これはどういうことかというのがよくわからない。

○水道事業水道部水道課長　こちらにつきましては、平成26年度にまずもって3簡易水道事業を統合いたしました。その折にいただいた配管等で、県道浅井犬山線、当然木曾川の河川堤防敷に水道管が多数存置しておるといった状況はわかっておりました。

そうした中で、過去からやはり昔簡水を統合した際にずっと存置されております河川堤防に存ずるところの水道管を全部調査いたしまして、できる限り整理をしていくといった意味合いで、まず測量のほうが実際には1,500メートル、上流側、すいとびあ江南側から申し上げますと、最初の長いこの黒い区間というのがおおむね草井地区で、測量が450メートル、設計が548メートルございます。その次の少し小さい黒いところですが、小杖地区でございますが、こちらは測量が50メートル、設計が64メートル、次のフラワーパーク江南から少し下流側の神明地区におきましては、測量50メートル、設計は90メートル、その次の生原地区ですかね。団地の北側の生原地区の部分につきましては、測量100メートル、設計114メートル、その次の長い区間の本郷地区から南にかけての箇所につきましては、測量800メートル、設計が1,385メートルと。で、おおむね測量が1,500メートル、設計2,200メートルでございます。

こちらの設計につきましては、延長につきましては、実際にこの測量区間におけます既存の配水管の延長をもって設計委託するという形で積算をしておりまして、測量延長に比較いたしまして、設計延長が700メートルほど伸びております。

○東委員　1つは堤防ですけど、堤防そのものに水道管が埋まっていたとい

うことですかね。

○水道事業水道部水道課長 はい、そのとおりでございます。

○東委員 そうするとこれは、今は全部市に、3簡水の統合になって、ここらをわざわざ測量してやるということは、まだここは使うんですか。

○水道事業水道部水道課長 こちらにつきましては、昨年、担当と国土交通省のほうと打ち合わせを済ませていただいております。実際に堤防の中にこういった占用を受けておらない管路とかが結構あります。これを処理していきたいと考えておりますというお話をさせていただいた上で、必要でやむを得ない場合については、縦断的であっても当然許可条件はありますけれども、占用をさせていただけると。そういった中で、できる限り堤防上の管路を整理させていただいて、当然堤防機能に支障にならないように、かつ私どもの水道管を効率的に維持管理していく意味合いで、今回配水管改良工事の測量設計委託を計上させていただきました。

○東委員 将来に備えてと。で、この一番真ん中辺のフラワーパーク江南よりちょっと下流部分の短いところですけど、ここは本来草井と草井南の簡易水道と宮田南の簡易水道だったわけですけど、ここにもそんな管があるということなの、簡水の関係で。

○水道事業水道部水道課長 こちらは神明地区ですね。こちらは実際に、神明古知野線の1本西側の道路に南北堤防を横断しておる水道管が実際にございます。

○東委員 簡水のときのですか。

○水道事業水道部水道課長 そうです。

こちらにつきましては、3簡水とは別で、もともと3簡水の区間というのは、先ほどの草井地区と当然南の本郷地区のあたりなんですけれども、それ以外に従来から、昔のほかの簡水で統合した折からずうっと残っておる堤防を横断している管路があるということでございます。

○東委員 じゃあ、本来ならもう市に移っているはずだったやつだよ。もともと最後残ったのは、3簡水だけ残ったんじゃないですか。もっと以前は、神明地区のあたりはもっと早い時期に統合されているもんね。それがまだずうっと堤防にあったということなんですかね、これ。

いつわかったの、こんなことが。

○水道事業水道部水道課長 従来からございます。やっぱり端的にほかの代替手段等とか、なかなかきっかけがないことにはお話もできないことから、今回大きく全体をやっていけると、やっていかないといけないという中で、過去から存置されておる水道管もございますことから、それも含めて全体の整理を今回させていただこうと思ひまして、予算を計上させていただきました。

○東委員 ちょっといろいろ見て、平成28年度の貸借対照表のところによくわからなかったんですけど、どこを見るといいのかな。比較しやすいのは、例えば178ページ、179ページのところで、これは決算見込みですよ。よくわからなかったのは、その前は平成27年度が出てくるわけですけど、例えば平成27年度と比較して、今の178ページ、179ページで見ておって、これは決算見込みなんですけど、平成27年度で当然予定を出しますよね、平成28年度3月末というのは。そのときに見ておって、例えば今年度の179ページの下から、資本の部の一番下段のところの利益剰余金ですね、一番最後。利益剰余金のところの当年度末未処分利益剰余金3億6,750万9,000円という表示があるんですけど、平成27年度を見ておったんですよ。平成27年度の見込みを見ておったんですけど、平成27年度の見込みで、平成28年度と同じ3月末の予定では26億4,916万3,000円ということで未処分利益剰余金が計上されているんですけど、ちょっと違いが、差が大分出るものですから、普通ここは未処分利益剰余金ですから、利益剰余金が残った分が累積されてきたりするわけでありまして、余りにも数字が違うものだから何でこんなに違うんだろーと思って見ておったんですけど、その辺の事情がちょっとわかればありがたいと思います。

○水道事業水道部水道課長 こちらにつきましては、平成27年9月定例会に平成26年度の決算で利益剰余金の処分を議会の議決を得てお認めをいただいております。こちらの利益剰余金につきましては、地方公営企業会計制度見直しにより発生いたしました繰り延べ収益の部分でございます。

○東委員 それは連動してくるといえるのか、繰入資本金なんかが剰余金でそこへ入ってくるようになったりするわけですけど、平成26年度の決算をやった

ときに、従来の計上の仕方というか、相当な処分金額がそのときに一気にふえたということなんですか。

○水道事業水道部水道課長 平成26年度の決算、平成27年9月定例会の、これも先ほど申しあげました剰余金の処分計算書の中で議会の議決による処分額ということで、未処分利益剰余金といたしまして、22億3,612万4,676円をお認めいただいております。

○東委員 それはそういうことなんですけど、その理由が何だったかというのを、今ちょっと記憶を呼び起こしているんですけど。

○水道事業水道部水道課長 平成26年度から地方公営企業会計制度見直しによりまして、長期前受け金戻入を計上いたしております。それ以前の該当分の金額が、累計額として平成26年9月定例会において未処分利益剰余金として処分させていただきました。

○東委員 その会計上の違いが発生したのは平成26年度でしたっけ。

○水道事業水道部水道課長 はい。そのとおりでございます。過年度分でございます。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後2時36分 休 憩

午後2時36分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第46号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、当委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成につきましては、正・副委員長に御一任いただき

たいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で本日の委員会の議題は全て終了いたしました。

本当に2日間にわたり、皆さん御協力いただきましてありがとうございます。無事終了いたしました。ありがとうございます。

以上で建設産業委員会を閉会いたします。

午後2時40分 閉 会

江南市議会委員会条例第29条第1項
の規定によりここに署名する。

建設産業委員長 官地友治